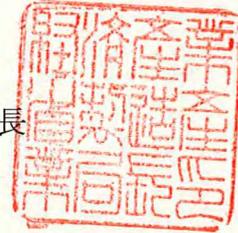


経 済 産 業 省

20200228製局第2号  
令和2年3月4日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年2月28日付け警察庁丙組組企発第86号、警察庁警備局長から令和2年2月28日付け警察庁丙備企発第94号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年2月27日付け外務省告示第51号により、国家公安委員会委員長が令和2年2月28日付け国家公安委員会告示第8号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 86 号  
警察庁丙備企発第 94 号  
令和 2 年 2 月 28 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長  
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 135）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 2 月 27 日付け外務省告示第 51 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 2 月 28 日付け国家公安委員会告示第 8 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対  
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第五十一号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第五十  
号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十  
七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第千二百五十三号に  
基づき設立された各理事会委員会が令和二年二月二十三日に行つた決定  
等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号  
8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九  
百八十九号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び第千二百五十五  
号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよ  
うに改正する。

令和二年二月二十七日  
外務大臣 茂木 敏充  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規  
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(別表)  [1. ～779. 略]  <u>780.</u> <u>イスラム国西アフリカ州 (ISWAP) (別称: (a)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ (ISIL-WA) (b)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ (ISIS-WA) (c)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ州 (ISISWAP) (d)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ ISLAMIC STATE WEST AFRICA PROVINCE (ISWAP) (a. k. a.: (a)Islamic State in Iraq and the Levant-West Africa (ISIL-WA) (b)Islamic State of Iraq and Syria-West Africa (ISIS-WA) (c)Islamic State of Iraq and Syria West Africa Province (ISISWAP) (d)Islamic State of Iraq and the Levant-West Africa)</u>  旧称: 不明  所在地: 不明  国連制裁委員会による指定日: 2020年2月23日  その他の情報: <u>イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) と関係がある。2015年3月にアブバカル・シェカウ (649. に指定した個人) により設立された。ジャマトゥ・アフリス・スンナ・リッダアワティ・ワル・ジハード (ボコ・ハラム) (645. に指定した</u></p>	<p>(別表)  [1. ～779. 同左]  [新設]</p>

団体)の分派。ナイジェリアにおけるテロ攻撃に関与した。  
同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連  
安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：  
[https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities)  
[/View-UN-Notices-Entities](#)

781.

大サハラのイスラム国(ISGS) (別称：(a)大サハラのイラク  
とシリアのイスラム国(ISIS-GS) (b)大サハラのイラクと  
シリアのイスラム国(ISIS-GS) (c)大サハラのイラクとレ  
バント地方のイスラム国(ISIL-GS) (d)大サハルのイスラ  
ム国 (e)大サハルの ISIS (f)大サハラの ISIS (g)イスラ  
ミック・サハルの ISIS

ISLAMIC STATE IN THE GREATER SAHARA(ISGS)

(a.k.a.：(a)Islamic State in Iraq and Syria-Greater  
Sahara(ISIS-GS) (b)Islamic State of Iraq and Syria-  
Greater Sahara (ISIS-GS) (c)Islamic State of Iraq  
and the Levant-Greater Sahara(ISIL-GS) (d)Islamic  
State of the Greater Sahel (e)ISIS in the Greater  
Sahel (f)ISIS in the Greater Sahara (g)ISIS in the  
Islamic Sahel

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2020年2月23日

その他の情報：2015年3月にアドナーン・アブー・ワリ  
ード・アル・サハラウィ(766.に指定した個人)により

[新設]

設立。イラクのアル・カーイダ（４５３．に指定した団体）としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。アル・ムラービトウン（６４８．に指定した団体）の分派。マリ、ニジェール及びブルキナファソにおけるテロ攻撃に関与した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 国家公安委員会告示第八号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十八日

国家公安委員会委員長 武田 良太

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

1 名称 イスラム国西アフリカ州（ISLAMIC STATE WEST AFRICA PROVINCE (ISWAP)）

別名 (a)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ（Islamic State in Iraq and the Levant-West Africa (ISIL-WA)） (b)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ（Islamic State of Iraq and Syria-West Africa (ISIS-WA)） (c)イラクとシリアのイスラム国西アフリカ州（Islamic State of Iraq and Syria West Africa Province (ISISWAP)） (d)イラクとレバント地方のイスラム国西アフリカ（Islamic State of Iraq and the Levant-West Africa）

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2020年2月23日

名簿記載者公告番号 QE-86

その他参考となるべき事項 イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) と関係がある。2015年3月にアブバカル・シェカウ (QI-195) により設立された。ジャマトウ・アフリス・スンナ・リッダアワティ・ワル・ジハード (ボコ・ハラム) (QE-62) の分派。ナイジェリアにおけるテロ攻撃に関与した。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

2 名称 大サハラのイスラム国 (ISLAMIC STATE IN THE GREATER SAHARA (ISGS))

別名 (a) 大サハラのイラクとシリアのイスラム国 (Islamic State in Iraq and Syria-Greater Sahara (ISIS-GS)) (b) 大サハラのイラクとシリアのイスラム国 (Islamic State of Iraq and Syria-Greater Sahara (ISIS-GS)) (c) 大サハラのイラクとレバント地方のイスラム国 (Islamic State of Iraq and the Levant-Greater Sahara (ISIL-GS)) (d) 大サヘルのイスラム国 (Islamic State of the Greater Sahel) (e) 大サヘルのISIS (ISIS in the Greater Sahel) (f) 大サハラのISIS (ISIS in the Greater Sahara) (g) イスラミック・サヘル of ISIS (ISIS in the Islamic Sahel)

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2020年2月23日

名簿記載者公告番号 QE-87

その他参考となるべき事項 2015年3月にアドナーン・アブー・ワリード・アル・サハラウィ(QI-287)により設立。イラクのアル・カーイダ(QE-48)としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国と関係がある。アル・ムラービトゥーン(QE-65)の分派。マリ、ニジェール及びブルキナファソにおけるテロ攻撃に関与した。同団体に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>